

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概要

令和3年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は3件で、取扱件数は前年からの繰越し3件と合わせて6件である。そのうち3件が終結（関与和解1件、一部救済2件）し、3件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和3年中の終結事件3件のうち、1件は183日（6か月）と目標期間内で終結したが、2件は507日（1年4か月と20日）及び617日（1年8か月と9日）と目標期間を超える結果となった。終結事件3件の平均処理日数は、約436日（約1年2か月）となっている。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数

(単位：件)

区 分		年		29年	30年	元年	2年	3年	
係 属 事 件	前年からの繰越し		—		3(0)	1(0)	2(0)	3(1)	
	新 規 申 立 て		4(0)		1(0)	2(0)	2(1)	3(0)	
	合 計		4(0)		4(0)	3(0)	4(1)	6(1)	
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ				1			
		和 解	無関与						
			関 与		1	1		1	1
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済				1			
		一 部 救 済							2
棄 却									
却 下					1				
合 計		1		3	1	1	3		
翌年への繰越し		3		1	2	3	3		

(注)・( ) は合同労組からの申立てであり、内数である。

## (2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年				
		29年	30年	元年	2年	3年
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ		4 4 3			
	和 解	無 関 与				
		関 与	2 9 7	4 8 2		4 1 8
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済		2 6 6			
	一 部 救 済					5 6 2
	棄 却					
	却 下			3 6 1		
総 平 均		2 9 7	3 9 7	3 6 1	4 1 8	4 3 6

## 2 不当労働行為事件一覧

事件番号	業種等	法7条該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終結 処理日数	担当
元 (不) 2	業種：医療、福祉 従業員数：150人	2, 3	1 団体交渉の実施 2 組合活動の報告を強要する等の支配介入を止めること 3 謝罪文の掲示 4 申立外組合への加入勧奨の禁止 5 申立外組合の組合員の団体交渉への同席禁止 6 申立人組合を誹謗中傷する文書の撤去及び掲出禁止	申立て 元. 11. 27 調査6 (6) 回 審問2 (0) 回 和解1 (1) 回 一部救済命令 3. 8. 4 6 1 7 日	公 石井 金原 労 山崎 森 太田 使 金田 松村 熱田 天野
2 (不) 1	業種：医療、福祉 従業員数：10人	1, 2	1 原職復帰及びバックペイ 2 団体交渉承諾	申立て 2. 4. 15 調査5 (3) 回 審問2 (0) 回 和解2 (0) 回 一部救済命令 3. 9. 3 5 0 7 日	公 沼田 労 平野 小谷 使 渡部 天野
2 (不) 2	業種：公務 従業員数：1,579人	1, 3	1 3回の懲戒命令の撤回 2 3回の職務命令の撤回 3 分限休職命令の撤回 4 謝罪文の交付及び掲示	申立て 2. 11. 30 調査5 (0) 回	公 村上 労 山崎 海老原 使 熱田 酒寄
3 (不) 1	業種：運輸業、郵便業 従業員数：569名	3	1 組合への便宜供与廃止の撤回 2 組合費を流用したことに対する謝罪文の掲示	申立て 3. 6. 28 調査2 (0) 回 和解1 (0) 回 関与和解 3. 12. 27 1 8 3 日	公 船越 労 平野 太田 使 渡部 平川
3 (不) 2	業種：教育、学習支援業 従業員数：700名	1, 3	1 懲戒処分の取消し及び賃金補償 2 謝罪文の掲示	申立て 3. 8. 4 調査1 (0) 回	公 石井 労 山崎 海老原 使 天野 酒寄
3 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	申立て 3. 11. 5 調査0 (0) 回	公 沼田 労 平野 永富 使 熱田 平川

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
  - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、令和2年中の実施回数を(□)回と表示している。
  - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。